

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、」を「宿泊費及び包括宿泊費の額は、」に、「の額は、現に支払った旅客運賃による」を、「その他の交通費、宿泊手当の額は、岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第四十四号）の適用を受ける職員（第七条において「一般職の職員」という。）の例により算出した額とする」に、「中指定職の職務にある者」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）中の指定職職員等」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

費用弁償額

鉄道賃・船賃・宿泊費・包括宿泊費
国家公務員の指定職職員等が支給を受ける額に相当する額

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

招集に応じて旅行する場合における費用弁償額

鉄道賃	船賃	その他の交通費	宿泊費	公務諸費 （出席した日一日につき）
議会の議員があらかじめ議会の議長に届け出た経路及び方法で議会の議長が合理的と認めるものにより算出した額。ただし、自家用車により旅行した場合のその他の交通費の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。			実費額。ただし、国家公務員の指定職職員等が支給を受ける額に相当する額を超えないものとする。	三、〇〇〇円

備考 経路及び方法に係る届出、認定等並びに宿泊費の支給に係る基準等については、議会の議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に鑑み、岡山県議会の議員の費用弁償について、国家公務員に準じた措置を講ずる等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。